

障害のある受験生受入に関する手順について

九州共立大学では、障害のある受験希望者を受入るにあたり、以下のとおり定める。

1. 目的

「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令に基づき、障害のある者が本学の受験を希望する場合において、適切な支援を行い、不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 支援体制について

障害学生受入検討委員会を中心として、教務部、受験希望学科、保健センターおよび関係部署等が緊密に連携し、障害のある受験希望者への配慮および入学後の対応について検討を行う。

また、障害学生受入検討委員会は、障害のある受験生への支援方策、入学後の課題の検討など、審議を行い、障害のある受験生に対する配慮に関わる全学的な取り組みを推進する。

3. 配慮申請内容の通知

「受験および修学等の配慮申請書」に記載の配慮内容について、本学における対応を受験生へ通知する。

障害のある受験希望者の受入決定の流れ

以下の流れに沿って、「受験および修学等の配慮申請書」における配慮内容について、検討を行うこととする。

- (1) 受験希望者は、「受験および修学等の配慮申請書」^(※)を入試広報課へ提出する。
(※) 受験希望者の申出により、入試広報課が送付する。
- (2) 入試広報課は、「受験および修学等の配慮申請書」に基づき、受験希望学科と調整する。必要に応じ、配慮内容の詳細について確認するため、入試広報課が、受験希望者および出身校等に対してヒアリングを実施する。
- (3) 以下の内容について検討を行う。
 - ① 受験上の配慮内容については、受験希望学科および入試広報課において本学での対応を検討する。
 - ② 修学上の配慮内容については、受験希望学科、教務課およびキャリア支援課が連携し、修学上および学生生活全般の対応を検討する。
 - ③ 受験希望者からの配慮内容以外に、受験希望学科としての修学上の懸案事項がある場合には、「その他の懸案事項」とし、対応を検討する。
- (4) 上記(3)の①～③について検討した結果は、入試広報課が取りまとめ、障害学生受入検討委員会において審議する。
- (5) 入試広報課は、障害学生受入検討委員会において審議承認された「受験および修学等の配慮申請書」に対する検討結果を受験希望者へ通知する。

以上